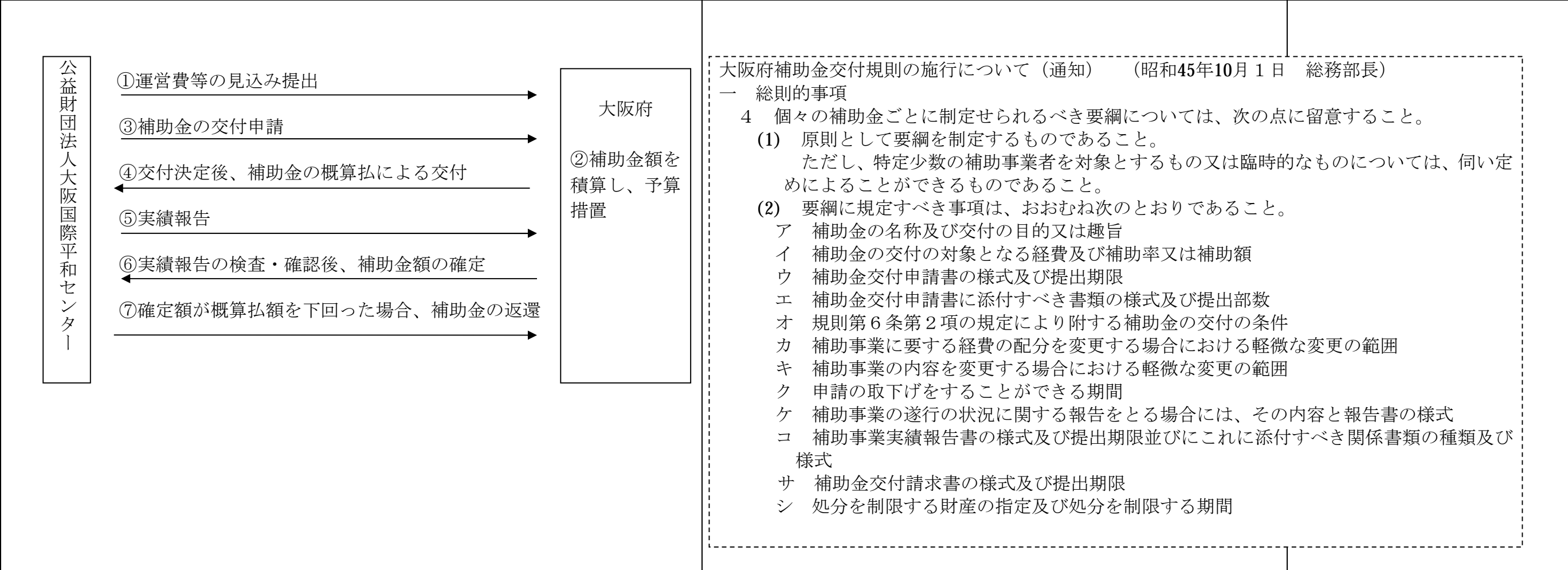


公益財団法人大阪国際平和センターの運営及び運営費補助金について

対象受検機関：府民文化部人権局人権企画課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）
<p>1 公益財団法人大阪国際平和センター 公益財団法人大阪国際平和センター（以下「財団」という。）は、平成元年に大阪府・大阪市が1億円ずつ出えんして設立され、「大阪国際平和センター（ピースおおさか）」を運営している。大阪府は、戦争の悲惨さ・平和の尊さを次世代に伝える「ピースおおさか」の事業を促進するため、毎年度、大阪市と同額の補助金（平成27年度39,149千円）を交付している。</p> <p>財団の運営は、おおむね9割が府・市の補助金、残りが基本財産運用収入や入館料収入等の財団の収入によって賄われている。また、平成20年度から、財政再建プログラム（案）に基づき特別展及び企画事業への補助金は中止されたため、特別展等は財団の独自財源である平和寄金収入及びグッズ等販売収入を原資として実施されている。</p> <p>ピースおおさかの常設展示については、平成26年度に府市からの補助金により、「大阪中心」に「子ども目線」で「平和を自分自身の課題として考えることができる展示」にリニューアルされ、平成27年4月30日にリニューアルオープンした。</p> <p>2 補助金の算定 府の補助金は、大阪府補助金交付規則に基づき交付されており、補助金額の算定は、運営費から収入を差し引いた額を補助するいわゆる収支差補助となっている。</p> <p>具体的には、財団は府へ次年度の事業運営費及び収入の見込みを提出し、府はそれをもとに補助金額を積算し予算措置を行い、財団からの交付申請後、概算払により交付している。財団は事業終了後に実績報告を行い、府は検査を経て補助金額を確定する。財団は、確定額が概算払額を下回った場合、補助金の返還を行う。</p>	<p>1 財団が入館料収入の増加や経費の節減などにより当初の計画に比べ収支改善を行ったとしても、財団に対する府市の補助金は、精算により減額されるため、運営努力へのインセンティブが働く仕組みとなっていない。</p> <p>2 総務部長通知「大阪府補助金交付規則の施行について」（以下「総務部長通知」という。）においては、補助金を交付するに当たっては、原則として要綱を制定するものとされ、特定少数の補助事業者を対象とする場合などに限り伺い定めによることができるとされている。</p> <p>本件補助金に係る予算の執行については、要綱を制定せず、毎年度経費支出に関する伺い定めにより処理されているが、当該伺いには補助金額算定の方法や具体的な手続に関する記載がない。</p>	<p>1 運営費補助金については、財団の運営努力が反映される仕組みを組み込むなど、財団の自律性を一定確保できるよう制度を検討されたい。</p> <p>2 補助金に係る予算執行の適正性の確保及び府民への説明責任の観点から、要綱の制定を検討されたい。また、要綱を制定しない場合は、総務部長通知により要綱に規定すべきとされている事項について伺い定めの中に明記されたい。</p>



措置の内容

- 1 財団は、府と大阪市（以下「市」という。）が同額を出えんして設立した法人であることから、運営費補助金についても、府及び市が等分の補助を行っている。これまで、改善を求める事項（意見）として示された「財団の運営努力が反映され」、「財団の自律性を一定確保できる制度」について、関係者である府、市及び財団で検討を続けてきた。その結果、今後、財団の収入である基本財産運用収入は、金利の低下により減少となる一方、施設総合管理委託費等の経費については、最低賃金の上昇等による増加が見込まれることから、収支の改善は困難な状況にある。また、ピースおおさかは、平和学習の推進を目的とした施設であり、今後ともこの目的を着実に果たしていくためには、小中学生を中心に来館者の約8割について無料としている運営を引き続き維持していく必要がある。このようなことから、現行の収支差補助が望ましいと考えている。
 なお、府及び市の補助事業のほかに、独自収入である平和寄附金収入及びグッズ等販売収入を財源として、財団の自主事業である特別展及び企画事業を実施しており、令和元年度については、「落語と平和～ピースおおさか平和寄席」「第2次世界大戦博物館展 POLAND FIRST TO FIGHT」等、幅広い層をターゲットとした事業を実施したところであり、今後とも、ニーズに即した魅力ある事業を実施し来館者の増加につなげるとともに、事業開催時等における平和寄附金の精力的な呼び掛け、新しいグッズの制作販売などによる独自収入の増加を図り、引き続き財団の自律性の向上に努めていく。

- 2 財団の運営費補助金について要綱の制定を検討した結果、本運営費補助金は府の指定出資法人である財団のみを対象としており、要綱を定めずとも審査や各種手続等について支障が生じる懸念がないと判断した。また、総務部長通知においても、特定少数の補助事業者を対象とする補助金の交付に当たっては、伺い定めによることができるとされていることから、令和2年度より、要綱に規定すべき事項のうち、本運営費補助金の交付に必要な事項を伺い定めの中に明記することとした。

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月4日、事務局：平成28年6月15日から同年7月15日まで）